

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

群馬県知事 へ

事業年度終了後、3ヶ月以内の提出が義務となっております。

平成22年1月15日

※注意※

法人名称とは違います。  
建築士事務所の名称です。

（一級）建築士事務所（群馬県）知事登録第0000号  
事務所名称 群馬建築士事務所  
所在地 前橋市大手町〇〇〇  
電話 027-226-〇〇〇〇  
建築士事務所の開設者の氏名又は名称  
株式会社〇〇建設  
代表取締役 群馬〇〇 印

代表者印を押印して下さい。

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

実績ありの場合の記入例

報告事業年度

始期 — 平成21年 1月 1日

終期 — 平成21年12月31日

法人の場合：  
定款で定める事業（営業）年度

個人の場合：（共通）  
1月1日～12月31日



(第三面)

所属建築士名簿

所属建築士の定期講習：  
平成24年3月31日までに1回目の講習を受講する必要があります。  
(3年度毎の受講義務)

ふりがな氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
ぐんま たろう 群馬 太郎	一級建築士 管理建築士	0000000		H21.1.1	構造設計一級建築士	000000	H21.1.2
ぐんま じろう 群馬 次郎	一級建築士	0000000					
ぐんま はなこ 群馬 花子	二級建築士	00000	埼玉				
ぐんま さぶろう 群馬 三郎	二級建築士	0000	群馬				
計			一級建築士	2	名		
			二級建築士	2	名		
			木造建築士		名		
			構造設計一級建築士	1	名		
			設備設計一級建築士		名		

太郎さんが管理建築士の場合

未受講の場合は、空欄のまま。

構造設計一級建築士  
設備設計一級建築士  
の定期講習です。



管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
群馬 太郎	意見無し。	
<b>管理建築士と開設者が<u>同じ</u>場合</b>		
群馬 太郎	○○○○○○○○○○。	H21. 1. 14
<b>管理建築士と開設者が<u>違う</u>場合</b>		